

議案第30号

平成30年度大口町公共下水道事業特別会計予算

平成30年度大口町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,112,570千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成30年2月28日提出

大口町長 鈴木雅博

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		12,000
	1 負担金	12,000
2 使用料及び手数料		290,000
	1 使用料	290,000
3 国庫支出金		69,000
	1 国庫補助金	69,000
4 繰入金		504,798
	1 一般会計繰入金	504,798
6 諸収入		89,272
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	89,271
7 町債		147,500
	1 町債	147,500
歳入合計		1,112,570

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		318,482
	1 総務管理費	318,482
2 下水道建設費		467,698
	1 下水道建設費	467,698
3 公債費		323,390
	1 公債費	323,390
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳 出 合 計		1,112,570

第 2 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率
公共下水道事業債	千円 138,500	普通貸借	1.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率）
流域下水道事業債	9,000	同上	同上
計	147,500		

償 還 の 方 法

政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものによる。

ただし、町財政の都合により据え置き期間を短縮し、又は繰上償還することができる。

同

上